

## 用語説明

令和5年10月25日現在 瑞浪市教育委員会社会教育課作成

	用語	内容
あ行	インセンティブ (いんせんていぶ)	指定管理料の加算額。市の指定管理者制度運用の方針に基づき、施設利用の増加が収益の増加につながらない施設について、利用者等の増加割合を物件費の増加に比例させて、指定管理料を加算する。 公立図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)17条の規定により、入館料その他図書資料等の利用に対するいかなる対価も徴収できないため、利用者の増加に応じた収入がない。そこで、貸出冊数の増加に連動して物件費の一部が増加するという考え方のもと、当該年度の個人貸出冊数が、当該指定期間の指定管理料の積算根拠とした3年間の平均個人貸出冊数と比較して10%以上増加した場合、積算対象物件費の10%を当該年度の指定管理料に加算することとしている。
さ行	セルフ貸出機能 (せるふかしだしきのう)	バーコードをスキャンすることにより職員を介さずに貸出手続きができる機能。受付カウンター脇に設置している端末を使用する。瑞浪市民図書館では、令和2(2020)年3月、図書館システム更新に伴い、館内OPAC(*)を導入した。 *OPAC(おぱっく、おーぱっく): オンラインでできる蔵書検索 Online public access catalog の略
	相互貸借 (そうごたいしゃく)	図書館同士が所蔵している資料を貸し借りすること。地元の図書館に探している資料がない場合、他の図書館が所蔵している図書館を探して、そこから借りて利用することができる。
	蔵書点検 (ぞうしょてんけん)	図書館で所蔵している図書資料があるべき場所に収まっているかどうかを確認し、行方不明のものがいないか点検する作業。瑞浪市民図書館では年1回、例年6月に実施している。分室の図書資料も含め、5日間程度かけて点検する。
た行	著作物等の保護期間 (ちよさくけんとうのほごきかん)	著作権や著作隣接権などの著作権法上の権利には一定の存続期間が定められておりこの期間を「保護期間」という。著作者等に権利を認め保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物等については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすべきであると考えられたため。環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号。「TPP整備法」)による著作権法の改正により、原則として著作者の死後70年までとなっている。 (平成30年12月文化庁著作権課作成文より抜粋)
	読書バリアフリー法 (どくしょばりあふりーほう)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和1年号外法律第49号)。この法律に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進している。

	<p>図書館の自由に関する宣言 (としょかんのじゆうにかんするせんげん)</p>	<p>1954年に日本図書館協会の総会で採択された宣言。以降1979年に改訂あり。「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」から始まり、その任務を果たすため、次のことを実践するとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 図書館は資料収集の自由を有する</li> <li>2. 図書館は資料提供の自由を有する</li> <li>3. 図書館は利用者の秘密を守る</li> <li>4. 図書館はすべての検閲に反対する</li> </ol>
は行	<p>ブックスタート (ぶっくすたーと)</p>	<p>健診等の機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。瑞浪市民図書館では、4カ月児健診に実施。絵本2冊・アドバイスブックレット1冊・プリント4枚(おなしのじかん・おすすめの絵本・ブックスタート・絵本の育児日記案内)を布製バックに入れてプレゼントし、対面で絵本の読みきかせをしながらブックスタートについて説明する。 イギリス発祥の活動で、岐阜県では26自治体(絵本配布のみを含めると31自治体)で実施している。(令和4年10月末現在。出典:NPOブックスタートのホームページ)</p>
	<p>ブックトーク (ぶっくとーく)</p>	<p>テーマに沿って複数の本の内容を紹介し、子どもたちに本や読書への興味を持たせ、家庭での読書活動につなげる活動。瑞浪市民図書館では、職員が小中学校へ出向き、児童・生徒を対象に実施している。 1冊の本を最初から最後まで読んで聞かせる読み聞かせとは異なり、その本の一番のおすすめポイントを見せたり聞かせたりして、子どもの「本を読みたい」という気持ちを引き出すもの。</p>
ま行	<p>MARC (まーく) Machine Readable Cataloging</p>	<p>刊行物の書誌情報をコンピュータが読み取れる形式に整理・記録したもの、またはその規格。書誌情報のフォーマットはアメリカ議会図書館が最初に考案した。日本では国立国会図書館がJAPAN/MARCを作成、1981年磁気テープでの頒布を開始した。JAPAN/MARCの流通によって全国どこからでも国立国会図書館の蔵書を探索できるようになった。このほか多くの公共図書館で使用されているTRC MARCなどがある。(出典:ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 抜粋)</p>
や行	<p>ユネスコ公共図書館宣言 (ゆねすここうきょうとしょかんせんげん)</p>	<p>1949年にユネスコ加盟国が公共図書館の本質的役割や目的、運営の原則についての共通認識を表明したもの。以降改定あり。「公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである」「公立図書館のサービスは年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される」とうたっている。</p>
れ行	<p>レファレンス協同データベース (れふあいはれんすきょうどうでーたべーす)</p>	<p>国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している調べ物のためのデータベース。公共図書館、大学図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロフィールに係るデータを蓄積し、インターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする。</p>